

船舶事故等調査報告書

平成22年10月28日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2010横第107号	
事故等種類	乗揚	
発生日時	平成22年7月5日 11時30分ごろ	
発生場所	千葉港葛南区 千葉県市川市千葉港葛南市川灯台から真方位060° 1,460m付近（概位 北緯35°40.4′ 東経139°56.9′）	
事故等調査の経過	平成22年7月5日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報	<p>船種船名、総トン数 貨物船 <sup>ウエル</sup> <sup>ボス</sup> WEAL POS（大韓民国）、2,479トン</p> <p>船舶番号、船舶所有者等 9044188（IMO番号）、KEUM YANG SHIPPING CO.,LTD</p> <p>乗組員等に関する情報 船長、大韓民国国籍、二級海技士（航海）（大韓民国発給）</p> <p>死傷者等 なし</p>	
損傷	左舷船底部に長さ約50m、最大幅約2mの擦過傷	
事故等の経過	<p>本船は、船長ほか10人が乗り組み、市川市塩浜1丁目の北側岸壁を離岸して東北東進中、左舷前方の同市高浜町の南東側岸壁において離岸中の船舶を認めた。</p> <p>船長は、その船舶よりも先に市川水路を航行しようと思い、機関を半速前進まで上げ、約7ノットの速力で、市川水路に入航するため右回頭中、平成22年7月5日11時30分ごろ同水路東側端の浅所に乗り揚げた。</p> <p>本船は、タグボートにより離礁したのち、潜水士による船底調査が行われた。</p>	
気象・海象	<p>気象：天気 曇り、風向 東、風力 2、視界 良好</p> <p>海象：潮高 約140cm、潮汐 下げ潮の初期</p>	
その他の事項	<p>市川水路は、広大な干潟（三番瀬）の中央部を掘り下げて可航域としており、水路の両側は水深1m以下の浅所となっている。</p> <p>本船が市川水路に入航するとき、変針角度は約60°で、船長はいつも機関を微速力前進としていた。</p> <p>本事故当時、本船の喫水は、船首約2.72m、船尾約4.20mであった。</p>	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>本船は、千葉港葛南区において市川水路に入航する際、過大な速力で変針を行ったため、旋回径が増大し、同水路東側端の浅所に乗り揚げたものと考えられる。</p>
原因	本事故は、本船が千葉港葛南区において市川水路に入航する際、過大な速力で変針を行ったため、同水路東側端の浅所に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。	